

## こどもの人権について学ぼう

(人権課題)  
こども

### 指導事例の説明

特別支援学校に通うこどもたちは、生活経験の不足や、関わる人が限定的になりやすいことから、権利について意識する機会はありません。しかし、こどもたちが社会に出ることを考えたとき、「自分の権利を守ること」「他者と良好な人間関係を築くこと」は自立と社会参加のために必要です。

今回の授業では、「こどもの権利」について知り、自分にとって大切なものを10個並べ、友達と意見交換するという活動をとおして、児童自身の人権の大切さに気付くとともに、自他の意見の違いに気付き、それらを尊重することで、よりよい人権関係を醸成する機会としていきます。

### 本時の目標

- ・ 「こどもの権利」について知り、自分にとって大切なものを考えてランキングを作り、友達と意見交換することをとおして、自分のもっている権利に気付き、大切にしようという意識を高めるとともに、自分の意見とは違う友達の意見も尊重し、他者の権利も守ろうとする力を養う。

### 人権教育の視点

- ・ 自分自身が大切な存在であるという感情を育むとともに、友達の意見が様々であることを知ること  
で、自分と同じように友達の個性も大切に、よりよい人間関係をつくろうとする態度を育てる。  
(実践力)

### 生かしたい児童

- ・ 小学6年、通常学級に在籍する児童 A は視覚障害を有する全盲の児童である。自分の意見を発表したり、友達に自分の気持ちを伝えたりすることには慎重で、なかなか伝えられない傾向はあるが、相手を気遣った言葉掛けをすることができる。今回の授業では、この児童のよさを取り上げ、温かい言葉を掛け合うことで、よりよい人間関係をつくろうとする意識を高めさせたい。

### 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

今回は「こどもの権利」についての理解を深め、どの権利も大切であること、自分も友達も大切な存在であることについて気付き、身近な人との人間関係を醸成する態度を育てます。

さらに次の発達段階である中学生の目標につなげていくために、「戦争」や「暴力」といった人権侵害の内容についても触れることで、他者の気持ちを想像する感受性を養うとともに、人権の意義に気付き、人権が尊重された社会の大切さについて意識できるようにしていきます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？  
【視覚や見え方に障害がある・読み書きに困難を感じる】

特別支援教育の視点を  
踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 学習内容を確認する。  「ランキングを比較しながらお互いの権利を大切にしている行動を考えよう。」	・学習内容について確認し、分かりやすく説明する。  ◎温かな雰囲気を作れるよう、児童の発言にフィードバックを行う。	・PC ・モニター
展開	2 「子どもの権利条約」から、児童にとって考えやすいものを10個取り上げ、自分にとって大切だと思う順に並び替えを行う。  ※10個の権利に関しては実態に応じて内容や個数を検討する。  3 互いのランキングを発表し合い、比較する。  4 友達の考えたランキングを参考に自分のランキングを見直し、自他の大切な権利を守るためにどのようにしていく必要があるか考える。	・児童にとって身近なものを10個選んで取り上げて示す。  ・具体的な内容を説明する中で、自分に置き換えて考えられるように丁寧に説明する。  ・じっくり考える時間を設け、自分なりに納得したランキングを作れるようにする。  ◎ほかの人の意見も聞くことができるように配慮する。 ・自分の考えたものと比較できるよう、友達のランキングのカードも並べておく。  ・友達とランキングの理由について話し合うことで、自分と違う考え方があること、それぞれに大切にしたいことがあることを知ることができるようにする。 ・「戦争」や「暴力」などは身近でないことが考えられるが、身近にある子どもたちも世界にはいることに触れ、それらの子の気持ちを想像する機会をもつ。 ◎よりよい人間関係を築こうとする気持ちを高めるために、それぞれの意見を褒めたり、互いの意見を認め合ったりさせる。(実践力)	・「子どもの権利条約」カード×人数    ・筆記用具(点字盤等)
ふりかえり	5 意見を発表し合う。	・十分に考える時間をもたせ、自分の言葉で考えを表現できるようにする。 ◎友達の考えを聞くことで、自分の考えを深められるようにする。	

情報保障

友達の発言について、必要に応じて言葉で補足説明をしましょう。

見え方に応じた支援

- ・使いやすいカード(拡大文字・UDフォント・白黒反転・点字等)
- ・児童の人数分のカードの準備

読むことの負担軽減

使用するカードは項目だけ(イ、生きる権利等)にすると負担軽減につながりますね。

補助教材・補助資料等

日本ユニセフ協会抄訳 「読んでみよう! 『子どもの権利条約』 第1~40条」

※「子どもの権利条約」は前文と54条の本文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

<p><b>第1条</b> 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p>	<p><b>第2条</b> 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな言語を話しているか、どんな障害があるかないか、心やからだに障がいがあるかないか、お宝持ちであるかないか、親がどいう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p><b>第3条</b> 【子どもにもっとよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっとよいことを向ける第一に考えなければなりません。</p>	<p><b>第4条</b> 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要なら法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p>
<p><b>第5条</b> 【親の指導を尊重】 親（原簿）は、子どもの発達にそって、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p>	<p><b>第6条</b> 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p><b>第7条</b> 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもつことができるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p>	<p><b>第8条</b> 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族関係など、自分が自分であることを示すものをいかに守らなければならないかを守らなければなりません。</p>
<p><b>第9条</b> 【親と引き離されない権利】 子どもは、親と引き離されたい権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡を取ったりできることとができます。</p>	<p><b>第10条</b> 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にいられたりするため、国を出入りできるよるよう配慮します。親がちがう国に生きている子どもは、親と連絡をとることが出来ます。</p>	<p><b>第11条</b> 【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国を外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p>	<p><b>第12条</b> 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもつことができます。その意見は、子ども達の発達に役立つ、じょうぶな考えられなければなりません。</p>
<p><b>第13条</b> 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>	<p><b>第14条</b> 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p>	<p><b>第15条</b> 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの入りごとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p>	<p><b>第16条</b> 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られ、また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p>
<p><b>第17条</b> 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手にいれる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものための情報が多量に提供されるように努め、子どもにもっとよい情報から子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第18条</b> 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p>	<p><b>第19条</b> 【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は、子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第20条</b> 【家族をそばに保つ権利】 家族をそばに保つ権利は、子どもと親（保護者）とが一緒に生活することによってよく保たれるべきで、家庭にすることができなくなったり、子どもが、かわりの保護者や家族を再会してもらうことができず、国から守ってもらえないことがあります。</p>

<p><b>第21条</b> 【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとってもっとよいことを考え、その子どもを新しい親（保護者）のことにしつかり育てるうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p>	<p><b>第22条</b> 【難民の子ども】 自分の国の政府からの迫害を恐れ、難民となり、自立し、社会に参加したかたは、自国で守られ、教育や訓練、保健サービスなどを受けられる権利をもっています。</p>	<p><b>第23条</b> 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しなげられるようにしなければなりません。さらに上の学校に通いたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもを尊重が守られることとてあつてはなりません。</p>	<p><b>第24条</b> 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受けられる権利をもっています。</p>
<p><b>第25条</b> 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その施設が子どものために必要であるかどうかが定期的に調べられる権利をもっています。</p>	<p><b>第26条</b> 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのに十分な必要な生活を送る権利をもつて、金銭的な援助を受ける権利をもつて、必要に応じて、働く権利もつて、必要なものを、住むところなどについて、国が手助けをします。</p>	<p><b>第27条</b> 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかたがた成長できるような生活を送る権利をもつて、親（保護者）は、そのための第一の責任者ですが、必要に応じて、働く権利もつて、必要なものを、住むところなどについて、国が手助けをします。</p>	<p><b>第28条</b> 【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利をもつて、国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に通いたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもを尊重が守られることとてあつてはなりません。</p>
<p><b>第29条</b> 【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもつている少数派の子どもでも、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもつてい</p>	<p><b>第30条</b> 【少数民族・先住民の子ども】 子どもは、体んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもつて、います。</p>	<p><b>第31条</b> 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、体んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもつて、います。</p>	<p><b>第32条</b> 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むやみやたらに働かせられたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに悪影響を及ぼすさせられたりしないように守られる権利をもつて、います。</p>
<p><b>第33条</b> 【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることによって守られなければならないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第34条</b> 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童売淫や児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第35条</b> 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売られさせられたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第36条</b> 【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばうことによって利益を得ようとする子どもを守らなければなりません。</p>
<p><b>第37条</b> 【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でない扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで閉鎖施設に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯したくないなら、罰金や禁錮刑を受ける権利もつて、います。</p>	<p><b>第38条</b> 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないよう努めます。また、戦争中に子どもを保護するために、できる限り、子どもを安全な場所に避難させるべきで、国から守らなければなりません。</p>	<p><b>第39条</b> 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 国は、人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けるべきで、国から守らなければなりません。</p>	<p><b>第40条</b> 【子どもに関する司法】 罪を犯した子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどつたとき自分自身の役割をしつかり果たせるようにならなければならないことを考え、取られる権利もつて、います。</p>